

平成 18 年 7 月 21 日

東日本高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社

次回（平成 19 年 4 月から有効）の競争参加資格審査
（工事・調査等）の実施について

平成 19 年 4 月 1 日から有効となる東日本高速道路（株）、中日本高速道路（株）及び西日本高速道路（株）の競争参加資格審査（工事・調査等）を次のとおり実施する予定ですので、お知らせします。

なお、受付方法・申請書様式等詳細については、平成 18 年 10 月初旬に別途お知らせします。

1. 受付方式及び受付期間

（定期受付）

受 付 方 式	受 付 期 間
【工事・調査等共通】 インターネット方式 パスワード申込受付 入力プログラムダウンロード 申請用データ受付	平成 18 年 11 月 1 日（水）～平成 18 年 11 月 30 日（木） 平成 18 年 11 月 1 日（水）～平成 19 年 1 月 15 日（月） 平成 18 年 12 月 1 日（金）～平成 19 年 1 月 15 日（月） インターネット一元受付に参加している機関（工事：23 機関、調査等 13 機関）に対して、電子データで一元的に申請が可能となりますので、 <u>インターネット方式をご利用いただくこと</u> をお奨めします。
【工 事】 文書郵送方式 （文書持参方式での受付は 行いません。）	平成 18 年 12 月 1 日（金）～平成 18 年 12 月 22 日（金） * 当日消印有効
【調 査 等】 文書郵送方式 （文書持参方式での受付は 行いません。）	平成 19 年 1 月 9 日（火）～平成 19 年 1 月 26 日（金） * 当日消印有効

（随時受付）

定期受付終了後は、文書郵送方式による申請を随時受け付ける予定です。

2. 工事の競争参加資格申請に適用される経営事項審査

(1) 審査基準日について

(定期受付の場合)

経営事項審査は、申請をする日の直前に受けたものであって、かつ、定期受付の申請書類の提出期間の終了日の1年7月前までの間の決算日を審査基準日とするものでなければなりません。具体的には、次回の定期受付の場合には、申請をする日の直前に受けたものであって、かつ、平成17年6月30日以降を審査基準日とするものでなければなりません。(平成17年6月30日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知書が複数ある場合は、そのうち最新のものでなければなりません。)

(随時受付の場合)

経営事項審査は、申請をする日の直前に受けたものであって、申請をする日の1年7月前までの間の決算日を審査基準日とするものでなければなりません。(定期受付同様、該当する期限内に通知された経営事項審査の結果通知書が複数ある場合には、そのうち最新のものでなければなりません。)

(2) 経営事項審査の審査基準改正に伴う競争参加資格審査での取扱いについて

経営事項審査については、平成18年5月1日に改正された基準による経営事項審査を受けていて、かつ、総合評定値(P)の通知を受けていることが必須要件となりますのでご注意ください。

(3) 経営事項審査の審査基準の改正に伴う再審査

改正前の基準で経営事項審査の結果通知を受けているものは、再審査を受けることが出来ます。この場合、大臣許可業者については、通常の経営事項審査の場合と同様、その主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に対して行うことになります。

また、経営状況分析の再審査については、今回の改正の対象外となっているため、改めて経営状況分析機関へ申請する必要はありません。

再審査の申立期間：平成18年5月1日(月)～平成18年8月28日(月)

3. その他

インターネット受付の概要については、「平成19・20年度定期競争参加資格審査インターネット一元受付の実施について(建設工事、測量・建設コンサルタント等業務)」(平成18年6月30日、国土交通省発表資料)をご覧ください。

国土交通省ホームページ掲載資料

<http://www.mlit.go.jp/chotatsu/contractsystem/shikakushinsa07.html>

お問合せ先	東日本高速道路(株)経理・財務事務センター TEL 03 - 3506 - 0211(直通) 東・中・西日本の資格審査の受付については、東日本で一括して行います。
-------	---